

予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令案新旧対照条文

○予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第1号）（抄）

（二重下線及び破線で囲んだ部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防衛大臣の定める任用期間等） 第7条の2 [略]</p> <p>（下位の階級の指定） <u>第7条の3</u> 任命権者は、新たに採用した予備自衛官に対して規則第34条第2項の規定により1級下位の階級を指定する場合は、当該予備自衛官の経験及び能力を考慮して、当該予備自衛官が自衛官を退職する時に有していた階級（同項に規定する自衛官を退職する時に有していた階級をいう。）が2等陸曹以上、2等海曹以上又は2等空曹以上であったものに対して指定することができるものとする。</p> <p>2 任命権者は、新たに採用した予備自衛官に下位の階級を指定する場合は、当該予備自衛官が採用される前に予備自衛官又は即応予備自衛官であった時に有していた階級又は当該階級に対応する階級より下位の階級を指定しないものとする。</p> <p>3 各幕僚長は、前各項の規定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（予備自衛官補から任官される予備自衛官の階級の指定） <u>第7条の4</u> [略] 2・3 [略]</p>	<p>（防衛大臣の定める任用期間等） 第7条の2 [同左]</p> <p>[条を加える。]</p> <p>（予備自衛官補から任官される予備自衛官の階級の指定） <u>第7条の3</u> [同左] 2・3 [同左]</p>

